

社会福祉協議会のサービス

問い合わせ先
播磨町社会福祉協議会
TEL.079-435-1712

ふれあい・いきいきサロン

高齢者が生きがいをもって過ごすことができるよう、地域において高齢者とのふれあい、仲間づくりを行う「ふれあい・いきいきサロン」を開催する自治会を支援しています。



- 利用対象者** 自治会内に住む概ね65歳以上の高齢者
- 開設場所** 自治会の公民館など、高齢者が歩いていける場所
- 運営主体** 自治会 ※実施にあたっては、自治会でお手伝いして下さる方を募り、運営してください。
- 実施回数** 年間4回は実施するものとする
- 助成額** 運営費助成金……初年度は1回6,000円を限度に60,000円まで
2年目以降は前年度実績により24,000円～100,000円
事業開始助成金……初年度に限り50,000円

福祉サービス利用援助事業(日常生活自立支援事業)

認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な方々に対して、福祉サービスの利用に伴う情報提供や契約手続きのお手伝いなどの援助を行います。

利用方法 利用希望者と支援計画に基づいた契約を交わし、援助を開始します。

- 援助内容**
- 福祉サービスの利用援助**
 - 福祉サービスの利用手続き(施設入所の契約の代理は対象外)
 - 福祉サービスの利用料金の支払い
 - 苦情解決制度の利用援助

日常的金銭管理サービス

- 公共料金等の支払い
- 金融機関での入出金
- 振込や通知の確認

通帳・印鑑預かりサービス

- 通帳、印鑑の預かり



このようなことは
お手伝いできません

- 洗濯・買い物・介護・看護・通院の付添い
- 本人に代わってデイケア利用契約書にサイン
- 福祉サービス利用契約時や入院時の保証人
- 不動産や預貯金の資産運用・管理

利用料金 サービス提供1時間あたり1,000円(基本料)・30分ごとに500円が加算されます。
※契約に至るまでの問い合わせや相談は無料です。

給食サービス

ボランティアグループの協力を得て、70歳以上で町内に子供のいないひとり暮らしの高齢者、夫婦のどちらかが3級以上の身体障害者手帳を持っている高齢者夫婦、夫婦の年齢合計が160歳以上の高齢者夫婦の家庭に夕食の給食サービスを行います。

- 実施日** 毎週木曜日(祝日と8月は除く)
- 利用料金** 自己負担は、1食あたり200円です。



移送サービス

車いすを使用する概ね65歳以上の高齢者および身体障がい者であって、心身の状態により他の交通機関の利用が困難であり、病院や福祉施設に行く際、家庭の移送手段の確保が困難である方の移送を行います。
(道路運送法第80条による事業です)

- 利用料金** 2kmまでが300円、それ以降1kmごとに100円が加算されます。



日常生活用具の貸与

いろいろな介護用品を社会福祉協議会でお貸しします。

- 対象となる方** 在宅介護を必要とする概ね65歳以上の高齢者および重度身体障がい者
- 貸出用具** ベッド、床ずれ予防エアーマット、ポータブル便器、歩行補助器、車いす、松葉づえ、つえなど
- 利用料** 無料



社会福祉協議会におけるその他の事業

- 点訳サービス** 視覚障がい者の要望に対し、点訳をします。
- 朗読サービス** 町広報誌などをCDに録音し、視覚障がい者などに配布します。
- 手話通訳者派遣** 聴覚障がい者に、手話通訳者を派遣します。
- 要約筆記者派遣** 難聴者などに要約筆記者を派遣します。